

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年(2025年)10月3日

収支等命令者

佐賀県税事務所長 田村 幸彦

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名 | 佐賀県税事務所移転に伴う移転先への運搬業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年(2026年)1月16日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号から
佐賀市白山二丁目6番33号(永池本店ビル1階)まで |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 入札公告日から過去5年間において、国又は地方公共団体若しくは国又は地方公共団体が構成員となっている団体と種類及び規模が当該業務と類似する契約(当該業務と類似する運搬業務)を受託した実績を有するものであること。
- (6) 一般貨物自動車運送事業の営業許可を有し、佐賀県内に本店又は支店等を有すること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等（ア～エ）を令和7年（2025年）10月16日（木）午後2時までに下記の担当課に持参又は郵送（10月16日（木）午後2時までに担当課へ必着）し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 営業概要書（様式第2号）
 - ウ 同種業務の履行実績調書（様式第3号）
 - ※過去5年間の実績から代表的なものを1件以上記載し、事実を証する書類（契約書の写し等）を添付してください。
 - エ 誓約書（様式第4号）
- (2) 必要に応じて資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。
- (3) 入札参加資格の確認結果は、令和7年（2025年）10月21日（火）までに通知します。

【担当課】

郵便番号 849-0925 佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号
佐賀県税事務所 総務課
電話 0952-30-3165
メール sagakenzei@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じ。
- (2) 入札説明書（仕様書等）の交付方法
令和7年（2025年）10月3日（金）から同年10月15日（水）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記3の担当課において交付します。また、佐賀県ホームページからも入手できます。
- (3) 現場説明会
令和7年10月9日（木）午後1時30分
※現場説明会を希望される方は予約不要ですが、参加人数の確定・当日の急な説明会の延期の連絡等を考慮して、事前に「会社名・連絡先」を3の電子メールアドレスあて

送信してください。

(4) 業務に関する質問期限

令和7年10月10日（金）午後5時までに電子メールにて質問を受け付けることとし、10月14日（火）までに電子メールにより回答を行います。電子メールの送付先は、上記3（3）と同じとします。

(5) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日 時 令和7年（2025年）10月24日（金）
受付開始：午前9時45分 入札：午前10時00分
- イ 場 所 佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号
佐賀県佐賀総合庁舎 21号会議室
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

- ア 入札者は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。
- イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第140条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- (ア) 国債又は地方債、額面金額（割引債券にあたっては、時価見積額）
- (イ) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債、額面金額または登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
- (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額
- (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きした手形券面金額（手形の満期の日が当額手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）
- (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権、債券証書に記載された金額
- (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証、その保証する金額
- ウ 佐賀県財務規則第103条第3項の規定により、同規則同上第1項の規定にかか

ならず次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 本件入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

(イ) 2に掲げる入札参加資格要件のすべてを満たす者で、過去2か年の国（公社、公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合。

②契約保証金

ア 佐賀県財務規則第115条第1項の規定により、契約締結の際に、契約金額の100の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則116条の規定に基づき、①入札保証金イの各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

ウ 佐賀県税務規則第115条第3項の規定により、同規則同条第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

エ 佐賀県財務規則第103条第3項の規定により、同規則同条第1項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

(イ) 2に掲げる入札参加資格要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種のかつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合。

(3) 入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、10%に相当する金額を加算した金額をもって、落札価格とします。

(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89条）95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

イ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行います。再度入札は一回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

(7) 入札の辞退

入札者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに入札辞退届を上記3担当課あてに書面で提出してください。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 委託料の支払

完了払い

(10) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(11) 問合せ先

佐賀県税事務所 総務課 電話 0952-30-3165